

なふうに期待をしております。

それから地元対策でございますけれども、地元対策につきましては特に今年度、これから事業を発注すると、そういう段階でございますので、事業が発注しましたら、工事上の問題を含めて地元説明会を開催をしていきたいと、そんなふうに考えております。

ただ一点、第五小学校につきましては、愛鳥モデル校というような形で指定をされておまして、それがこの下の川沿いの崖地も小鳥の巣箱等がかかっております。そういう関係もございますので、できるだけ工事その他についてはそういった点での障害をできるだけ少なくすると、そういうふうなことを含めまして、五小の関係する、校長先生その他にお会いいたしまして、工事の事情等については十分お話をさせていただきます。

それからもう一点、緑と公園についての原則というお話でございますけれども、これにつきましては現在五十五年に一つの、市としての行政目標として制定をいたしました緑のマスタープラン、そういったものを尊重する形で、できるだけ緑の保全については努めていきたいと、そのように考えております。

それからこの地域における緑の影響調査ということのお話でございますが、今の時点で特に影響調査については行っておりません。以上でございます。

○企画財政部長（内田和雄君）

E2Cの件につきまして、市長の答弁の補足をさせていただきます。

内容でございますが、九月二日に国から、九月八日から十八日までの土日、祭日を除く八日間、午前十時より正午までと午後七時より九時までの各二時間、離発着訓練を最大限二機で実施する旨の連絡がありました。市長はその場で中止要請をするともに、四日の朝九時司令官に面会し中止要請を行い、午後には四市二町の市長、町長連名により国及び米軍に対し、文書により中止要請を行っております。また、訓練の初日の八日、さらに九日、十二日にも抗議と中止要請を行っております。以上でございます。

○議長（村尾栄次君）

午後一時まで休憩をいたします。

午前十一時五十九分 休憩

午後 一時

開議

○議長（村尾栄次君）

休憩前に引き続き開議を開きます。十三番遠藤洋一君。

○十三番（遠藤洋一君）

自席から引き続き質問を続けていきたいと思います。

一般質問の一番目の横田基地についてのことなんですけれども、市長が、ブルーインパルスのことについて僕伺いましたけれども、要するに今だにその、早い話が国の態度ということとはよくわかりました。それで、僕が今知りたいのは、市長さんの基本的な態度、見解を知りたいわけで、実際に国の方もそういった形で中止ということを考えているわけですけども、今後ブルーインパルスに関しては、やはり四市二町の市長とは違って中止、横田などに持ち込んでもらっては困るということをやはり主張しないのか、つまり中止要請は今後とも、このようなことがあった場合にしないのかということ、ちょっと知りたいと思っています。

僕は、今の市長さんの答弁の中で聞く限り、市長さんが仄聞した限りという形で国の意見を述べているわけですけども、その中にはやはり、例えば市民がうるさいと思うとか、そういうところはやはりないんですね。実際にブルーインパルスが来る来ないというのは政治的な意味があるのかもしれないけれども、それ以上に例えば昨年の場合に八月三十、三十一日に行われたときの三日ぐらい前から三多摩の全域にわたって大変な騒音が散き散らされるということがありまして、それそのものについてのやはり騒音の問題から言っても、非常に好ましくないというふうに思っているわけです。それが反対する人たち、被害を具体的に受けている人たちの具体的な理由だというふうに思うんです。その観点から公害訴訟団の皆さんも、あるいは地区労の皆さんも抗議に來られたわけでして、市長はこれをどう思っているのか。

つまり、国の判断で異存はない、異存はないけれども、では反対の意志はやはりないのかということをおきたいんです。僕は反対の意志を、どんなときでもいいから明確にすべきであると思っっているんです。そうでなければ国の方の判断基準は、さっきも述べましたけれども、つまり地元の反対がなければということなんです。実際に一部に反対がないわけ、ないということの理由にしてそれまでブルーインパルスを持ってこようとしているわけですから、その限りでは市長はどういうふうに考えているのか。

もう一ぺん繰り返しますけれども、防衛庁の基本的な態度、昭島市などに対する態度は三九協定による規定は米軍機の日常的な訓練を対象としたもので、年一回のブルーインパルスは対象外である。地元がこぞって反対ならば中止を考えるが、福生市など一部に歓迎ムードがあるということなわけですよ。やはりまだ相変わらず市長さん、歓迎をしているとす

れば、相当やはり問題があるわけで、現実には国ですら高裁の判断その他に非常に政治的配慮をして止めているわけですから、その中で市長さん相変わらず、どういうふうに思っているかということ、ちょっと、市長さんの意見を伺ってみたいと思っています。

それから二番目の公害訴訟で僕が質問した主なところは、市長さんの見解を伺ったわけで、最高裁に注目をしていきたい、さっきも言いましたけれども、最高裁で争われることは法的な判断、法律判断というところが主になるわけでして、事実認定その他ということはありませんから、現実にはこの高裁の判断を指示するか指示しないかという形で最高裁、なっていくと思うんですけれども、さて、この最高裁までいく裁判ですね、もう十四年にわたって長い間裁判を行っているわけで、福生の市民の方もたくさん原告として参加をしていますし、それらの公害訴訟に対して市長さんは、例えばどういうふうに思っておられるのか。一部の市民がやっているんだから放っておくという形ではないと思うんです。ぜひ僕としては、公害訴訟を応援していただきたいというふうに思っているわけですから、市長さんの基本的な裁判に対する今後の支援等に関する態度を伺っておきたいというふうに思っております。

それから次の騒音の問題、市内上空旋回の問題なんですが、例えば七月で、最高騒音日が七月の十五日、十六日でしたね、データをいただくと。七月の十五日というのはまさに、今言いました東京高裁の判決日なんです。この日に地元に残された原告の方もいらっしゃるでしょうし、裁判に非常に興味を持って、あるいは関心を持ち、心から応援をなさっている市民の方も多いと思いますけれども、それを逆なでするように七月十五日の最高の飛行指数であったなどというのは、やはり相当米軍の態度というの、考えざるを得ないと思うんです。はっきり言って態度が悪いと思うんです。その判決わかっていくわけですから。例えばそれまでもいろいろ、実地検証のとき突然飛ばなくなるとか、お話がありましたけれども、こういう形で出てくるというのは、私は大変許しがたいことだと思います。

なおかつ、八月の三十一日がやはり一番多くて百十八回と。なおかつ八月が一ヵ月通して千八百七十八回というのは、僕がずっとお聞きするようになってから、恐らく八月最高の指数じゃないかと思えます。当然このように離発着もありまされども、例えばKC 135の市内上空飛行であるとか、甚だしきは八月六日、七日ごろにはC 5Aが市内上空を旋回してますよね、お気づきになった方もいらっしゃると思いますけれども、九十三トンの荷物を積んで飛ぶという世界で一番大きい飛行機なんですけれども、これがふうらりふうらり市内上空を飛ばれた日には、やはり物すごくうるさいわ

けです。そういうふうなこともありまして指数がはね上がっているんだろうと思います。それと、これについても感想を市長に伺ってもしようがない、もうやっちゃったことはしょうがないんですけれども。

ところで、今までの話ですと昭和三十九年、三九協定合意があつてですね、市内密集地は避けるとか、夜間のエンジンテストをなるべく避けてもらうというような形の協定があるやに聞いておりますけれども、これは日米合同委員会と日本政府と、あるいはアメリカ合衆国とのしかるべき機関の間で結ばれた協定なんでしょうけれども、福生市にはどのような形でこの協定が伝わっているのかということをお願いいたします。

さっきも申し上げましたけれども、日米安保条約がある限りは、例えば航空法の適用というのが除外されていくわけですね。例えば、航空法の除外というのは例えば何メートル以下は飛んではいけないとか、どこどこを飛んではいけないという幾つかの航空機に関する条項があるわけですから、それらに関しても、簡単に言うとその米軍機の飛行を取り締まる国内法はないというのが法的な見解に等しくなってくるんです。安保条約や地位協定の存在そのものが、大変にそれからいえば日本国の主権を認めないという、非常に不法な、私たちにとっては不法な存在であるということになりますし、また航空機法あるいは民間航空機の安全に対する不法な行為の防止ということを決めましたモントリオール条約による法律というのがありますけれども、これも安保条約の中で除外になっていくという形で、ありていに言えば、どういう形でどういう所を飛んでも、米軍機は構わないというのが一応、地位協定五条の二項に該当するものです。ですから、例えば十津川なんかで物すごく低いところを飛んでいるけれども、現実にはそれ米軍の方に瑕疵はないことになっちゃうわけです。

しかし福生市の場合には、今までずっと市長さんが御答弁なさっていたのは、その条約があるけれども、しかしながらその合同委員会での話があるので、その市街上空や密集地は飛んでもらわないようにしてもらいたいということになりますけれども、その間の関係はどうなるんですか。その法的な解釈を含めて、それぞれ国あるいは自治体の要請が、それぞれ個々個別に米軍の基地の司令官に、もしくは米軍、合衆国軍隊との間に話ができて飛ばないというようなことになっているのかどうか。

ただ単に、僕がどうしても納得できないのは、三九協定その他という話が出てきながら、現実にはさっき市長さんも認められたように市内上空旋回飛行が多いんですよ。それに対してどういうふうに対処していくのかというのが重要だと思

うんです。そういう面から言いまして、今の三九協定のあり方とか、それから実際に基地との間の関係とか、そういうことについてもう一回伺ってきたいんです。そうでなければ市長さんがいろいろな努力をなされても、むだになる可能性があるわけですよ。

今つまり、今度の司令官さん、フライ大佐とおっしゃいましたっけ、僕がいろいろなマスコミの記者なんか聞く限りでは非常に軍人らしい軍人さんで、非常に訓練も厳格なんだということを伺ったりするんです。それは軍人としての当然の職務かもしれませんが、その結果上空でも構わず飛べんてことになっているのかわかりませんが、市長さんの方でどうやってその市上空旋回飛行を具体的に米軍に対してやめさせるかということについて、考えを述べていただきたいというふうに思っているんです。実際にはその騒音の軽減対策についても検討するんだということですので、ぜひそれを伺っておきたい。

それからE 2Cのことについて追加の御答弁がありましたけれども、これはまさかきょうでやめちゃったわけじゃないと思うんですけれども、それは何かお聞きになってますか。きょうやめてくれれば大変ありがたい、静かでないんですけれども、この間三月のときも実際の予定日より短かったんですね。それは統一地方選の前で政治的な配慮もあったのかなと、あるいはもう満足しちゃったのかなとも思っていますけれども、E 2Cの訓練飛行に關しまして、市長さん、今後どのような態度をとっていかれるかということも含めて、合わせて伺っておきたいと思っています。そこまでが基地のことの再質問です。

それからアスベストの除去のことで、大体伺いました。

それで、学校教育施設については割と、可及的速やかという感じに除去されていると思ってますけれども、新聞等にたくさん出まして、これについての心配というのは、市民の方の中に多いと思うんです。除去をして、教育委員会としては万全をとりまして、ということをや、ぜひ何らかの形で広報するなりお知らせするなりということを考えてほしいと思っています。そのことで子供たちの学校施設の安全というのが保たれますし、実際に新聞で出た一覧表ではさっきもちょっと申しましたけれども、撤去の方向で検討中なんという記事ですから、そうでなくて具体的にもう撤去してますよというところで、ぜひ教育委員会としても広報なりをしてくださいますかということをや、ちょっと伺っておきたいと思っています。それからほかの建設関係のものにつきましても、部長の方から説明がありまして、それらに關しまして、もしもその

工事完了、あるいはそのふさぐような形ができていくということであれば、ぜひ広報していただきたいというふうに思っています。

それともう一つはさっきの水道のことなんです、さっきちょっと例を挙げたのは、久喜市の例を挙げたんです。久喜市というのが、まだ四三%がアスベスト管だということで、非常に市民の皆さんの心配があって、それで検査を実施するということになったんです。公定機関で安全基準作成の検討会、久喜なんかつくってるんですけれども、今同う限りは水の中での安全、都などに相談なさると思いますけれども、水道管に關してもぜひ、安全なことが確認されたり、あるいは結果がわかり次第、ぜひ市民の皆さんに安心していただくという意味からも、広報等していただきたいと思いますけれども、そのところはもう一ぺん答弁を願います。

それから下の川のことなんですけれども、僕はやはり基本的には、当初の予算であった遊歩道程度が適当であって、幅の広い道路を付ける必要は余り感じないんです。経済効率ということからいっても、生活道路の一部だったというふうに考えがあるかもしれませんが、それを車がぼんぼん通るような道にする必要があるだろうかということでありまして、一つはその、伺っておきたいのは、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、地元の対策ということも含めて、なんですが、一体この道路、完成時にどれぐらいの交通量の想定をしているのかということをや伺っておきたいんです。さか川を埋めちゃうから、ついでに道路にしようなんてことになりまして、さきさき、つまり川があればふさぐという思想が続くことに対して、非常に懸念があるんです。下の川の次にやるなんて思いませんけれども、実際に玉川上水が、奥多摩街道が手狭だから上に橋をかけちゃえなんて話は、いろいろところで聞いたりするわけです。

行政としての基本的な態度からすれば、水と緑を大切にということだと思えますので、余りふたかけということは好ましくないということをやまず申し上げるにしても、その上を例えば市民が散歩をする道路ではなくて、大きな道路にするかには、それなりの道路にする根拠というものがあろうと思うんです。どれぐらいの交通量を想定してこの道路をつくるべきだというふうに考えているのかということがあると思います。

それから、学校の裏ですから学校の避難道路その他の考え方もあると思いますけれども、逆に言うとう学校の避難道路がそんなに広い必要があるかというふうにも考えたりもするんです。

それで、今の道路としての効率みたいなことについてお金をかけるからには市民のためになるような道路でなければな

らないわけで、それらについてどういうふうに考えているのかということをお願いしたいのと、それから地元の説明は発注をしたら説明会を開催するとおっしゃいました。そうすると、意見を述べる時間はないわけですね。そこは、そういうような事務上の、行政上の習慣なのかもしれないかもしれませんが、大体はつまり、ここに道路をどんとつくるからどうですか、聞くのが普通で、道路をつくることに決まりましたけどどうですか、とは聞かないんじゃないかと思うんですけどね。その逆転している理由、それはぜひ知りたいと思います。

それから実際に今、さっきの話の続きになりますけれども、今側道で使っている分、道路としてどれくらい使ってますか。それを広げる、さっきの話の続きみたいなものですけれども、広げることですつまり市民にどれくらい至便があるのか、便利があるのかというのが、やはりつくる上での基本だと思うんです、行政としてつくる上で。そのところはこういうふうに考えておられるかということ、市長も含めて伺っておきたいと思っています。

それから先ほどの緑の原則、マスタープランの尊重ということで、実際どれくらい木が切られることになってしまってますか。それからその後の手当てがどういうふうに考えておられるか。あるいはそれはもともとの遊歩道というふうに考えているときと、実際の今の道路計画になったときと、どれくらい違いがあるのかなんてことも、もしわかれば必要だと思ふんです。つまり僕は、歩道程度だとそんなにはけ目もないじやなくて済むのではないか、あるいはあそこにある緑をそんなにさわらなくても済むのではないかと思ったものですから、そのところはこういうふうになるのかということも、ぜひ伺いたいというふうに思っています。

それから、特に緑の影響調査はしていないということですが、僕はした方がいいと思うんですが、今の影響調査をしなかった理由、時間の問題もあるのかもしれないかもしれませんが、なぜ影響調査をしなかったのかということ、ちょっと伺いたいんです。それはちょっと知りたいというふうに思っています。

それから、プライバシーの保護その他のことについてですけれども、確かに市長の答弁のとおりだと思いますけれども、まず二つくらい必要なことがありまして、一つはやはり個人情報保護のことから言うと、条例化を進めていただきたいということがあって、これはやはりどれぐらいの目安があってこの条例をつくっていくのかというようなこと、それから中身としては、他の市町村などの比較あるいはモデルというものがあると思いますけれども、ざっくりどのような形でつくっていききたいのかということも合わせて伺いたいと思っています。

それからさっきの個人情報保護条例の中の十二条の、開示請求の問題をちょっと述べまして、前回の議会するとき開示の用紙等々については整えるんだというふうになってましたけれども、その後の経過。それからどれぐらいから開示が、実際にできるのかというようなこと。

それから僕はさっきちょっと述べましたけれども、たくさんの方が開示をすぐに要求してくるとはとも思えないんです。そういうような、全国的にもそうですけれども、そのような形で、今まだ市民、国民全体のプライバシー意識というのはそんなにたくさんないというのは事実だと思うんです。でも行政としてやはり一人でも市民の要求があれば、答えていくのが行政の本来の形だと思いますので、この間の答弁ですと、できるだけ早急にということでしたので、どのぐらいで開示が、実際に規則の中にあるわけですから、求められてもすぐ答えられるような事務的なものは整うのかということをお伺いしたいと思います。

それから情報公開に関しては確かに、市長の答弁の中にも出てきましたけれども、膨大な文書なんですよね。それは本当にどうやって検索するかということがどこでも、先進市でも問題になりますし、逆に言うとそれが整わないで条例が出てくることで、実際の情報公開に來た市民に対してきちんとしたアクセスができない、つまり返事ができなかったりすることが多いというのはあるんです。

実際その場合には、それまでそのようなことの準備がないわけですから、膨大な文書、その検索システムが大変だということとはよくわかるんですけれども、それにしても、実際に取りかかってプロジェクトが出てくるとなると、大体目安としてはどれぐらいでつまり整っていくんだということが、ぜひ行政の仕事の中で、範囲で知りたいと思うんです。そのことで、逆に言いますと市民に対しては、そういうものも市としてはいつも受け入れる用意があるんだ、あるいは市としてもそのような用意に対して準備を進めているんだということを示すことができると思うんです。

そういうようなことから言うと、今の、条件が整い次第、情報公開にいくぞというような姿勢はよくわかりましたので、ぜひ時間的なめどみたいなものも含めて、伺うことができればなというふうに思っております。もちろん市民の情報のニーズに答えて効率的な利用ができる方がいいということがありますけれども、これも、こういう言い方をしてはなんですけれども、必ずしもその情報公開しているところに、毎日引きも切らず市民の方が来てですね、これらについての情報という形には、まだなっていないんです。それは全体にそうなんです。ただ、それだからと言って先に延ばすわけにはい

かないわけで、いつでも準備できるという形を整えていただきたいと思います。から余計そうなんです、どれぐらのめで、ということも含めて伺っておきたいと思っています。

○市長（田村匡雄君） 自席でお許しいただきまして、御答弁申し上げます。

飛行機の、ブルーインパルスとの関係でございますけれども、この件については私も先ほど申し上げたように国の方針といたしまして、防衛施設庁へ、この中止の関係でございますが尋ねたところ、本年度は七月の十五日でございますが、裁判によりましてそういう見解がでたので、本年度は自衛隊は飛行しないということ、米軍に通達したということでございます。私どもも今後この関係につきましては、今までと同じふうと考えておりますので、ここで中止要請とかそういったことはいたさない予定でございます。

しかし、先ほど申し上げたとおり、できるだけ早い機会にこういったことに対する国の方針を決めていただきたいと思います。うふうに考えております。

それから第二点目でございますが、横田基地の公害訴訟の関係でございますけれども、これも先ほど申し上げましたとおりでございます。私ども、これを、裁判を見守っていききたいというふうに考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

それから、近ごろは飛行機が大変に市内上空をたくさん飛んでいるように私も見受けられてまして、また、記録にもそういったことが出ております。非常に私どもも遺憾に思っているわけでございまして、ことあるごとに司令官にはそのこと、あるいは防衛施設庁へはこういったことで、非常に市民が迷惑しているんだというような話はしておるわけでございます。それから三十九年の合意ということにつきましては、やはり地位協定とか日米安全保障条約とか、そういったことがやはり条約とか条約でございますので、協定とかそういったものの方がどうしても上位な約束事ではないかというふうに考えてございまして、協定等でございますので、これはある時期にはやはり時代にあった、要するにそういったことにある程度変えていただきたいというふうに、今後そういったことを考えておりますので、いろいろと私どもの中でひとつ、相談させていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○教育次長（古谷正夫君） アスベストのPRについての御答弁をさせていただきます。

このPRでございますけれども、御案内のとおり新聞報道等でされておりますので、市民等も不安があると思いますので、PRにつきましては広報等を通じてPRしたいというふうに考えておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○建設部長（森田 進君） 石綿管の関係でございますけれども、一応石綿管については先ほど申し上げましたようなことが、私どもで今知り得た資料でございますけれども、もう少し安全が確認できた時点で、都の方とも十分協議いたしまして、その上で市民の方へは対応していくと、そのように考えます。

それから、ほかのアスベストの関係でございますけれども、これは今教育次長が申し上げたような方法でできるだけ早い時期に広報していきたいと、このように考えます。

それからもう一点、下の川に関連してお話でございますけれども、一点、交通量の計画量というお話でございますが、特に下の川の整備に合わせまして、どの程度の交通量かと、そういうふうな点については想定はしてございません。ただ、下の川に取り次いでおります清水坂というのが交差して、通過道路的に道路がございますけど、その道路の交通量については調べてございまして、約千三百台一日の交通量があるようでございます。

それから、いわゆる通過道路としての色彩が非常に強いと、そういうふうな御指摘をいただいているわけでございますが、確かに五日市線あるいは五日市街道等につきましては、なかなかそれを交差する道路については、今五日市線については一本、それから五日市街道についても一、二本が交差している道路だと、そういうふうなことで、新しく道路ができますと、そういう意味での交通量、あるいは裏通りとしての利用、こういうことはされるんじゃないかと思っておりますけれども、御案内のように、田園地区につきましては区画整備で整備をしておりますので、区画街路と言われる生活道路、これが全て六メートルで整備をされております。今回整備をしようとする道路もその六メートルに一・五メートルの歩道を整備をいたしましたので、それで八メートルの道路と、そういうふうな形の計画を立てておるわけでございまして、私どもはたまたま学校等がございまして、避難路としての位置づけ、そういうことはいたしますが、あくまでも生活道路としてこの道路については考えていきたいと、このように考えております。

したがって、当然通過道路的な要素があるとすれば、警察当局とも十分な協議をいたしまして、その上でそういう色彩を持った道路として整備ができるように心がけていきたいと思っております。

それから地元説明会の根拠というお話ですけれども、先ほど御指摘がありましたように、いわゆる慣例で、工事がある程度行われる個所、そういうものを行われる時期に説明会をさせていただいていると、こういうのが一応今までの通例でございまして、今回もそういう方法をとらせていただいていると、そういうことでございます。

それから、緑の問題でございすけれども、これは先ほど来御指摘いただいておりますように、あそこが緑のマスタープランの中でも骨格をなす部分でございまして、今回の工事によりまして、今下の川から一メートルのところに入りますとカットすると、そういう問題でその中に全部で、広葉樹と言われるものが三十三本、これは八センチメートル程度、直径八センチメートル程度の樹木でございすますが、これが三十三本ございす。それからそのほかに竹が十八本ございす。こういったものについては、やはり工事の関係で伐採をしなければならぬわけでございすますが、工事が終わりますとその部分についても一応全て止め土等で現状回復をいたしますので、回復の後にてできるだけ関係権利者の協力をいたしながら、補植等をしていきたいと、そのように考えております。

それから緑の影響調査をしなかった理由というようにございすますが、特に理由はないわけでございすけれども、国基準等で決められた影響調査の対象からは除かれていると、そういうことが一点ございすので、申し添えさせていただきます。以上です。

○企画財政部長（内田和雄君） E2Cの問題でございすますが、きょう飛んでいないということでございすますが、今後またどうなるのかということでございすますが、きょうのことについては米軍から何の通告も来ておりません。また、今後通告していただいております期間の問題についても何ら通告は来ておりません。そういう状況でございす。

それからあとプライバシー保護条例の問題でございすますが、保護条例についていつごろをめどにこれから進んでいくのかというふうな御質問と、そういうものを基準にしてやっていくのかというふうなことでございすますが、時期につきましてはまことに恐縮でございすますが、これから国等々との動きを見ながら市としても考えていきたいというふうに思います。それから個人情報保護条例の、どういふものを基本にしていくのかということもございすますが、五十七年に行政管理庁ですか、プライバシー保護研究会の報告によりまして、五つの基本原則がございまして、これを基本といたしまして現在の規則をつくっているわけでございすますが、その後の情報も整理しつつ、電算処理以外のものを含めて考えていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それから後、個人情報の開示についてのめどでございすますが、今年度中ぐらいにははっきりして出していきたいというふうに思っております。

それから後、情報公開については先ほど市長の方から御答弁申し上げましたが、文書管理の問題がございす。非常に膨大な文書がございまして、やはりそういうものをきっちろしなない限り難しいと思ひますが、これから文書管理のプロジェクトの状況を見て、やっていきたいというふうに思っております。非常にはつきりしためどが立ちませんが、できるだけ早く整理をいたしまして進んでまいりたいと思ひますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○十三番（遠藤洋一君） 市長の横田基地についてというところの御答弁をいただいたんですけれども、要するにこうです、ブルーインパルスに関しては中止要請はしないんだと、私は。というふうに理解してよろしいと思うんですが、僕が聞いている趣旨は、答弁というのはどちらにしても答弁ですからいいんですけれども、質問に沿った形で答弁をしていただきたいなと思ひたんですが、僕は国の方針、ブルーインパルスを中止要請しないというのは別に国の方針に従っているからではないんです。それが非常に疑問なんです。

国がですね、国の方はこう言っているわけで、要するに近隣市町村の反対があったら無理強いはできないと言っているわけですよ。その中で福生は希望の星みたいなもんでして、あそこが反対しないので、ブルーインパルスの根拠にかつてはなっていたわけです。ここだけが反対してないんだ。だから、そうすると論理は逆転するわけで、国がやむなく中止したということになったとしても、福生としては要求をしないんだというの、僕はどうかしていると思うんです。

実際にブルーインパルスの中止の要請というのはどういふところから要請しているかという、国の判断があるから反対しているわけじゃなくて、つまり周辺市町村の反対があればできないんだということを防衛庁が言明しているわけですから、その時点でつまり周辺市町村としては反対をしてくださいとお願いをして、ほかの市や町の首長さんは反対の意志を表明なさっている。福生だけ表明なさっていないということになっているわけです。そんなところから孤立してまでブルーインパルスの中止を要請しないという確固たることをおっしゃっているわけですが、そこについて僕はもう一ぺんちゃんとした判断を知りたいと思ひます。

なぜブルーインパルスをやっていくのか、つまり前回の議会でおっしゃっているんです。観光資源として大事だということもおっしゃっているんですけれども、例えば伺いますけど、ことしブルーインパルスが中止になりましたね。去

年とことしと、例えば横田基地祭に來た人の数は減りましたか。論拠の一つだと思うんです。人寄せにあれば必要なんだというふうにおっしゃっている。であれば、人寄せになっているのかいないのかということを知りたいんです。ことしは雨がすごく降ったりしましたから、総体的な数は減っているかもしれませんが、ブルーインパルスが来ないことによってそういうふうな影響が出ているというふうにお思いかどうかということを含めて伺いたいと思います。

それから僕が公害訴訟について伺いたいのは、見守るかどうかを伺いたいのではなくて、こういうふうな形で住民訴訟ですよね、例えば国家賠償法に基づく裁判等をやっているところもほかにあるわけで、そのときの行政の態度みたいなものが常に問題になってくるんですが、それは国家賠償法一条の問題もありますけれども、そうではなくて今回のような形の、例えば夜間飛行を停止してくれないというのは、本当に普通の要求だと思えます。そういうふうな裁判に対して、市長がどういう形で支援をするのかしないのかということを、僕は伺っているわけで、これは当然支援をしてしかるべきだというふうに思っています。

高裁の判断の中にも、確かに騒音の源は米軍なんだということをはっきり言っているんです。それから言えば、全く同じ気持ちにあると思うんですけれども、裁判に対してどのような態度で臨むのかと、応援をするのかしないのかということも含めて伺いたいと思います。

それから三つ目の市内上空の問題に関して、こう、僕伺い方した方がいいと思うんですけれども、三九協定というのは実際に存在をどういうふうな形で市長さん、なさっているわけですか。つまりこれが合同委員会の中で、協定は、写しを持ってそれを論拠にして米軍と話をしているらっしゃるのか、三九協定があるらしいということで、そこでお話をしているらっしゃるのかよくわからないんです。三九協定そのものの実行性というものは、どの辺にあるというふうにお考えですか。つまり、それが実行的なものではないということであれば、三九協定を持ち出して話をしようがないわけです。

市長さんのおっしゃるとおり、時期が変わって施設が変わっているんだから、時代に合ったふうに変えなければいけないというふうになるんです。時代に合ったふうというのはつまり、恐らく三九協定の時代の周辺人口と現在の周辺人口では、八王子の人口の肥大化がありますから三倍ぐらいになっているはずなんです。そのぐらい、つまり周辺人口が百万を超

すというのが、大体今の横田の現況ですから、八王子を入れますと。そういうところで基地があることそのものに非常に無理がある中で基地の運用が行われているわけで、当然そうなれば三九協定よりもさらにそこに住んでいる住民と合ったような形の協定を結ばなければいけないと思いますけれども、それにしてもその基本となる三九協定というものを、市長さんはごらんになったことがあるのかというふうに思っています。これはどうなんですか。

そうでなければ、なんだか幻の三九協定みたいなものを根拠にして司令官と相談しても、司令官の方ではそんなものがあったのかいなという話で話にならないのと、おっしゃるとおり僕はそういうふうに言いました、大変に言いづらい話ですけれども、地位協定その他の優先順位から言いますと、協定なんかよりはるかに優先順位の高いものになってしましますから、協定があるんだから、そんな地位協定があるんだからそんな協議事項なんかどうでもいいんだと言われちゃえばそれまでではあるんです。しかし、それなりに自治体がんばったり住民の声で三九協定に出てきていると思うんですけれども、そのところを含めてもう一回だけ意見を御答弁願いたいと思います。

それからE2Cに関しては、もしもきょうで終わってくだされば非常にいいわけで、市長さんがたびたび抗議をなさったりあるいは中止要請をなさったことに、非常に効果があったというふうに思います。逆に言うと、きちんとした形で申し入れていけば、例えば市内上空旋回飛行だってうんと軽減されるかもしれないと思うんです。こういうことを考えてみますと、ぜひE2C、このまま止まってほしいと思います。E2Cについてはそこまでにしたいと思います。

それからアスベストの除去の問題ですけれども、古谷次長からのお話のとおり、ぜひPRをして市民の皆さんに安心していただきたいと思っていますし、それは建設部長からの答弁についても同じです。

同時に、ぜひアスベスト管については安全確認を、ほかの省官庁とも協力して、ぜひよろしく願いをしたいと思っています。これはここまでにしたいと思います。

それからやはり下の川については、僕は緑の保全というところから質問をしていますが、それぞれ補正予算その他に出てきますからそこまで踏み込むことはしませんけれども、緑の保全という一つから考えましても、あるいはその、今の緑と密接に関係ある交通の問題から言いますと、余り急いでつくる必要があるのか、ちょっとここから先は市長に伺っておきたいと思うんですけれども、これはそんなに急を要するような道路、大工事であるのかどうかということ、ぜひ最後に伺っておきたいと思っています。

確かに工期の問題があったり、下の川の溢水というんですか、溢れ水の問題があることはよくわかっていゝんです。その上で、それらの対策だけではなくて今言っているみたいな幅八・八メートルに及ぶような道路をつくる、しかも道路の位置づけがはっきりしない。それから交通、例えば道路というのは例えば交通が、非常にこの交通量が激しくなったのでバイパス的なものを考えると、そういうのが今や存在です。例えは福生の中でバイパスの考えなければいけないところは、ほかにもあると思いますけれども、あえて住宅地のはずれに大きな道路をつくるような、今つくる意味ですね。それは例えば影響調査は国基準からはずれているから、影響調査はしないなどと言ってますけれども、その辺の原則をもう一回ちょっと確認したいんです。つまり、これから先こんな大きな道路の新設工事があるかどうかかわらないけれども、そのたびに福生にわずかに残された緑が減るようでは困るわけで、国基準に達していまいが緑にどれぐらい影響があるかという調査ぐらいは、やはりすべきではないかというふうに思いますけれども、それは市長はどのようにお考えになるのかと、二つですね、つまりこういうような不急のものが、どのようなことをお考えになつてこのような工事についてお決めになつたり考えているかということ、緑の保全に関してはどのような原則を持たれるようにするのかということの二つについてを伺っておきたいと思ひます。

それからプライバシーの保護条例についてはる部長の方から説明があつて、大体事情としては理解できる事情がほとんどなんです。それはどこの自治体におきまして同じような問題を抱えていると思ひますし、我が福生市だけがそのことで特別おくれれているとか、何か瑕疵があつてできないという問題ではないと思ひます。

ただ、個人情報の開示の問題に関して、先ほどからしつこく言うようですけれども、自治体としての受け入れの準備の問題ですから、これは今年度中と言ひますけれども、できるだけ可及的速やかに開示ができるんだということの状態で、開示ができることについての市民に知らしめるようなことについて、考慮願ひたいと思ひますが、それらのつまり市民に対するアピールの問題も含めて、どのようにお考えかということ、最後に一点だけ伺つておきたいと思ひます。

○市長（田村匡雄君） 自席からお許しいただきまして、御答弁申し上げます。

先ほどのプライバシーの件でございまして、この件につきましては中止要請というかそういったことは、と言ふよりも最高裁の判決が出るまで慎重に見守つていきたいというふうに思ひつてございまして、先ほど申し

上げたとおりでございまして、よろしくひとつ御理解をいただきたく思ひつてございまして。

それから、横田基地の訴訟の件でございまして、この件につきましては前々から申し上げているとおりでございまして、支援につきましては直接いたしておらないわけでございまして、行政的ないろいろなことでそれを補つていただきたいというふうに、働かせていただきたいというふうには考えておるわけでございまして。

それから三十九年の協定の件でございまして、私ども、この件についてはまだ書類を見ていないのでございましてけれども、いろいろ新聞等でいろいろなこと、そういったことが出ていゝこととでございまして。

それから道路の、下の川の道路の関係でございまして、この件についてはやはり私どもといたしましては、全般的な道路行政ということで、それと雨水排水ということで、こういう時期を逸しないときにやらせていただきたいというふうにお考えおるわけでございまして。その中で緊急的な道路、あるいは緊急避難場所等もその道路のところに隣接してゐるというようなこととでございまして、そのようにしたいと思ひつてございまして。

それから緑の保全ということでございまして、これは先ほど申し上げたり部長からお話があるように、できるだけ保全を、というか伐採等は最小限にいたしまして、また場合によっては植栽等でそれを補つていくとか、いろいろな方法を講じたいというふうにお考えおるもので、よろしく願ひいたします。

○企画財政部長（内田和雄君） 個人情報の開示の、市民に対するアピール問題でございしますが、諮問の趣旨もよくわかりましたので、今、先ほど申し上げました電算処理連絡会議も持つておりますので、その問題も入れまして検討して、できるだけ早いうちにできるように検討させていただきますと思ひますので、よろしく願ひいたします。

○十三番（遠藤洋一君） 要望だけにしておきます。

プライバシーに関して、後にも質問を続けられる議員の方もおいでになりますし、かなり突っ込んだ議論になると思ひますけれども、やはり妙な答弁ですね。中止要請というよりも最高裁の判断を慎重に見守りたいという御答弁で、何のことを何おっしゃつてゐるかよくわからないんです。最高裁はプライバシーの字も言わないわけで、僕が聞いているのはプライバシーで、違ふお答えをなされても困るんです。あの、何か暑いから何となく冷やし中華が食べたいと言つたら、いえ、うちは中華丼しかできませんというような感じで、全然話が違ふような気がするんです。

要するに僕が言つたのは、中止要請をすべきではないかということと言つたんです。最高裁の判断というのは何度も言

いますけれども、おっしゃっていることは多分今度行われた横田基地公害訴訟の上告の結果の最高裁だと思ふんですけれども、そこではブルーインパルスの話は出てこないんです。今申し上げましたとおり、争われているのは基地の公共性のことであり、被害のことなわけです。その限りではそのところで中止要請との関わりは全然ないんだけど、とんでもない答弁をされることは非常に不愉快だということだけ、まあ不愉快だという要望もくそもありませんけれども、感想だけ述べておきたいと思ふます。

それから今の公害訴訟の件ですけれども、前から支援については直接いたしておらないということですが、行政的なことで補うことを考えているんだとおっしゃっているわけで、例えばこういうような確認ができると思ふますけれども、行政的な補いというのは、例えばもうそういうような事実認定を最高裁で争うことは余りないと思ふますけれども、例えば一定時期における飛行、例えば市が収集しました飛行データに関する公開をしてほしいというような形の、裁判をやっている原告の要求は必ずあると思ふんです。そういうのにきつと応えてくださるだろうというふうな理解でよろしいと思ふんです。

これから第二次、第三次というふうな訴訟が進んでいきますから、その中の訴明の中で、例えば今までにもこういう例があるんです。何月の飛行データがぜひほしいんだというけれども、裁判の資料をほしいという要請に対しても、実際にはそれはできないという形でお断りになっている例が多々あるわけで、そういうような形には今後ならぬだろうというふうな僕の方は理解をしたいと思います、それがまさに行政的ないろいろなことで補うという中身だということに理解をしたいと思います、ぜひそのようにしていただきたいというふうな要望をします。

それから、三九協定は書類は見えない、新聞で見ている程度では、やはり論拠にならないわけで、この次の十二月の定例議会のときにも一度伺っていきなさいと思ふますけれども、実際に市長さんが一つの市の首長として、あるいは基地を抱えている首長として基地の、相手側の責任者に対してきちんと対等に渡り合っていたかと思ふことからも、それらの、つまり協定なり地位協定に伴うさまざまなものというのは、外務省の中にも出てきているというふうな思ふんですけれども、それらについての研究も、ぜひ行っていただきたいと思ふています。

そういう書類を見えないけれども、その市街地の上空を避ける、低空を飛んではいけないということが約束なんだというこの論拠で向こうに会っても薄弱だと思ふんです。表敬訪問だけではない訪問、あるいはきちんとした抗議の形で

E-2Cの場合は行っているわけです。それから、市内の上空旋回、市長さんもさっき多くなっているということを認めていらっしゃるわけで、この上は多いことをやはり実証するためには、例えば市庁舎の上に測定器を備えつけるぐらいのことでもない限り、情緒だけなんです。多くなってきたような感じがするでは、市内の上空多くなってきたような感じがするだけではやはりどうしようもないわけで、今現実にC-130の視認飛行、つまり目で見ながら飛んでいる飛行は、基地の南側から上がりまして熊川の団地の上空を通過をしながら、少なくとも市役所の上を通過して西友を視認しながら飛んでいるわけです。目で見える飛行をしている場合に大きな建物を中心になってきますから、それは当然市内の上空を飛ぶんです。

そういうことも含めまして、これから先きちゃんとした形で、市内上空を飛んでくれるなという、最低飛んでくれるなということから言いました。幾つかの論拠を持っていたかというふうな希望をしておきたいと思ふます。

ほかのアスベストその他に関しては、御答弁のとおりで大変ありがとうございます。ぜひ電算処理連絡会の結論ができました段階で、住民に対するやはり市の態度だと思ふますので、開示についてはできましたことのPRも含めて行っていただきたいというふうな要望だけしておきたいと思ふます。以上で終わります。

○議長（村尾栄次君） 二時五分まで休憩をいたします。

午後一時五十四分 休憩

午後二時 五分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き開議を開きます。十二番原敏子君。

（十二番 原 敏子君登壇）

○十二番（原 敏子君） 一般質問をさせていただきます。

国民健康保険について、保険税の減免措置と保険証の交付についてお尋ねいたします。

国民健康保険は国民皆保険といって、サラリーマンのように社会保険に入れない自営業者やパート労働者、無職の人たちなど、全ての国民に保険を保証するために設けられている制度であり、低所得加入者が多いというのが特徴です。そのため、国は各自自治体が行う国民保険事業が健全な運営を確保できるよう、補助金を出すことになっています。

本来国保会計というのは国庫補助金と国保加入者が納める国保税で成り立つことになっています。しかし政府は行革の名のもとに国庫補助を相次いで削減し、保険者と保険加入者に大きなしわ寄せをしています。国庫補助の削減のために国保会計に赤字が出て、保険者である地方自治体が一般会計から穴埋めをするなど、苦しい運営が続いています。それだけでは間に合わず、保険加入者への負担が増す国保税の値上げも相次いでいます。

一九八四年の国保法の改悪により、昭和六十一年度の国庫補助金は法改正よりも約一億円も、福生市の場合約一億円も削減されました。そのため、当福生市の国保税は法改正後保険税の値上げを再三行っており、国保加入者は命と暮らし、健康を著しく脅かされています。こうした国保加入者の命と暮らしを守るために、保険者である地方自治体、福生市が、国や都の国民生活切り捨ての姿勢を絶対に許さず、国保事業が健全に運営できるような補助金確保の主張をねばり強く主張することが大切だと思います。

それと同時に、自治体は国保加入者が失業したり、病気、入院となったとき、所得が低くて高い保険税が払えない人たちに保険税の減免をできるような減免制度を実施することが必要であると思います。この減免制度の実施について、市長の見解をお尋ねいたします。

また、法の改悪により保険税を六ヶ月滞納した国保加入者には保険証の交付をしないということですが、当市における保険証の交付状況はどうなっているか、お尋ねいたします。

第二点目に、老人福祉についてお尋ねいたします。

痴呆性老人対策について、現在我が国は急ぎ足で今までどこの国も経験したことがないと言われるような、超高齢化社会へ向かって進んでいます。私たちは好むと好まざるに関わらず、人生の終わりのときとして老いを迎え、老いを過ごします。私たちが人生の先輩であるお年寄りから多くのことを学ばながら、今日の老後生活を平和で豊かにし、間近に迫る高齢化社会で安じて暮らせる老後生活を確認するにはどのような老人福祉が必要なのか、考えなければならぬと思います。今回はその老人福祉の中でも、最も対応のおくれている痴呆性老人の対策について質問をいたします。

痴呆性老人の症状はさまざまです。自分のことがわからなくなったり、家族をわすれてしまったり、おもしろをしたり、徘徊をしたりと、痴呆性老人を抱える家族の苦労は並べ切れません。このようにさまざまな症状をあらわす痴呆性老人に対する施策が今、求められていますし、高齢化社会が急速に進んでいる現状を見ますと、早急に何らかの施

策を実施することが必要であると私は考えています。

しかし、実際は痴呆性老人のための施設も少なく、施設に入れる痴呆性老人は限られています。このような現状を見るとき、地方自治体としては痴呆性老人の対策を真剣に考えていく必要があると思います。痴呆性老人を抱える家族の悩みや苦しみを考えるとき、これからの老人福祉対策について、計画的な施策の推進が求められておりますが、市長としてどのように考えられているか、お尋ねいたします。

三点目、市民のための保養施設について。市民のための海、山の家設置についてお尋ねいたします。

私はこれまで再三、市民のための保養施設の設置について質問をしてきました。昨年の六月議会の答弁では、今後研究していきたいということでしたが、その研究の結果を質問したいと思っています。

保養施設と言っても市で建設するものから、短期、長期に民間より借り上げる方法もあります。他自治体を見ましても市民の健康のためと市民サービス、レジャーのためなど、海や山に保養施設を設置したり、民間を借り上げているようです。それは安くして気軽に利用できるということで、多くの住民の方々が利用されているということです。

福生市におきましてはこのような施設が一つもなく、市民へのサービスが他自治体よりも劣っております。前石川市長は、保養施設の設置をしてほしいという私の一般質問に設置をしていきたいという答弁をされました。また現田村市長も私の再三の質問に対して検討するとか研究をしていきたいという答弁をされています。しかし、今だに実現していません。今回は市長自身が五万市民の長として、市民のための保養施設についてどのように考えられているか、お尋ねいたします。以上三点、私の一般質問といたします。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 原議員さんの御質問にお答えいたします。

第一点目の国民健康保険について、保険税の減免措置と保険証の交付についてお答えをいたします。

国民健康保険税の減免につきましては、保険税条例に規定がありまして、それにより手続きを踏んでいただくわけでございます。市といたしましての独自の基準は現在のところ特に設けてはございませんが、特に事情のある方にはいろいろと御相談をお受けいたしております。また、条例に定める減額につきましては、その世帯の所得の額によりまして自動的に軽減をしておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。